



議案第六十四号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年七月二十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年七月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を

改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

七〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
六〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	三四〇〇〇〇	四五〇〇〇〇
五五〇〇〇	一二〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	四一〇〇〇〇
五〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二七〇〇〇〇	三七〇〇〇〇
四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	三四〇〇〇〇

別表中

を

八〇〇〇〇	一六五〇〇〇	二三〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	四三〇〇〇〇	五五〇〇〇〇
六五〇〇〇	一四五〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二七五〇〇〇	三八〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
六〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	一七五〇〇〇	二四〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	四五〇〇〇〇
五五〇〇〇	一二〇〇〇〇	一六五〇〇〇	二二〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	四一〇〇〇〇
四五〇〇〇	一一〇〇〇〇	一五五〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二七五〇〇〇	三八〇〇〇〇

に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和五十五年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。